

税務情報

2023 年度税制改正 — GloBE ルールの所得合算ルールに相当する規定に係る省令の公布

2023 年度税制改正では、OECD/G20 包摂的枠組みにより合意された経済のデジタル化に伴う課税上の課題への 2 つの柱による解決策のうち、第 2 の柱の GloBE ルールにおける所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）に相当する規定（各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び特定基準法人税額に対する地方法人税）が国内法に措置されました^(*)。

6 月 30 日、この所得合算ルールに相当する規定に係る以下の省令が[官報号外第 137 号](#)において公布されました^(*)。

- 法人税法施行規則の一部を改正する省令
- 地方法人税法施行規則の一部を改正する省令

^(*) これらの規定の概要は、Tax Newsletter「[2023 年度税制改正大綱](#)」（2022 年 12 月 22 日発行）にてお知らせしております。

^(*) 所得合算ルールに相当する規定に係る法律は 3 月 31 日に公布され、政令は 6 月 16 日に公布されています^(*)。

^(*) 政令の公布については、e-Tax News No.282「[2023 年度税制改正 — GloBE ルールの所得合算ルールに相当する規定に係る政令の公布](#)」（2023 年 6 月 19 日発行）にてお知らせしております。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.